

独立行政法人国立病院機構年度計画（平成30年度）

平成30年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の年度計画を次のとおり定める。

平成30年3月30日

独立行政法人国立病院機構
理事長 楠 岡 英 雄

第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業

（1）医療の提供

① 患者の目線に立った医療の提供

患者満足度調査を実施し、自院の課題を検討するとともに、多様な診療時間の設定や待ち時間対策など必要なサービスの改善を行う。

患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させるとともに、患者への説明時に医師以外の職種が同席するなど複数職種が協働して患者・家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行う。

疾病に関する情報を提供する環境整備を進めるとともに、患者や家族向けの勉強会を開催するなど患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。

② 安心・安全な医療の提供

安心・安全な医療を提供するため、全病院で医療事故報告の徹底を図るとともに、報告された事例を活用し医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図る。

病院間における医療安全相互チェック体制の拡充等を通じ、医療安全対策の標準化を推進する。

院内感染対策に関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組み、院内感染に関する情報収集・分析する仕組みを通じ、院内感染対策の標準化に取り組む。

安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の品質および精度の確保に努める。

医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進する。

これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。

③ 質の高い医療の提供

多職種連携・協働を推進するための研修を実施し、チーム医療を推進していくとともに、クリティカルパスの活用を推進し実施促進を図る。

全病院で「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」等を通じ、臨床評価指標を活用したPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する取り組みを引き続き推進するとともに、各病院の委員会活動から得られた改善事例を全病院で共有する。

④ 療養環境の改善

個々の病院の経営分析に基づき、地域のニーズに対応した効果的な経営改善策を実施するとともに、法人の資金を必要な投資に効率的に配分することにより、クリーンで快適な療養環境の整備を計画的に進め、医療の高度化や患者のQOL向上、病院機能の更なる効率化を図る。

(2) 国の医療政策への貢献

① 国の危機管理に際して求められる医療の提供

災害発生時など国の危機管理に際して、各病院の状況に応じて業務継続計画を整備し、危機管理機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供する。

厚生労働省のDMAT体制において、訓練・研修の実施を通じて、中心的な役割を果たす。

防災業務計画に基づき、初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに、必要な研修を実施する。

新型インフルエンザについては、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」に基づき、必要な対応を進める。

② セーフティネット分野の医療の確実な提供

重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、着実に実施する。

特に、以下については、積極的な取組を進める。

- ・障害者総合支援法に基づく療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実
- ・医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ
- ・神経・筋難病に係る医療提供及び相談支援の拠点としての機能の向上
- ・精神科疾患患者の地域生活への移行促進
- ・難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害依存症等への対応
- ・心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献

- ・多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応

③ 重点課題に対応するモデル事業等の実施

国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。

④ エイズへの取組推進

ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。

(3) 地域医療への一層の貢献

① 医療計画等で求められる機能の発揮

都道府県が策定する医療計画等を踏まえ、5疾病・5事業及び在宅医療を中心に、地域の診療所や他の病院と連携し、地域医療に貢献する。

また、各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努める。

地域連携クリティカルパスの推進、紹介率・逆紹介率の向上に努める。

小児救急を含む救急医療について、各病院の診療機能を踏まえ、引き続き充実を図る。

② 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献

地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組む。また、精神科疾患の在宅療養患者に対して、訪問看護等に取り組むことによって地域生活への移行促進に貢献する。

在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させるとともに訪問看護等に取り組むこと等によって在宅療養支援を行う。

在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献する。

2 臨床研究事業

(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化

病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データベースによるレセプト、DPC調査データに加え、SS-MIX2 標準規格を用いた国立病院機構診療情報集積基盤(NCDA)による電子カルテ情報の収集・分析を行い、医療機能評価等に係る情報発信を推進するとともに、引き続き臨床評価指標等の公表及び臨床疫学研究を引き続き実施する。

また、情報発信機能の更なる強化に向けて、国立病院機構診療情報集積基盤（NCDA）の参加病院数を引き続き拡大するとともに、その基盤を活用して昨年度実施した「電子カルテによる災害診療記録電子フォーマット自動出力実証事業」に基づき、災害時での運用を想定した訓練を実施する。

（２）大規模臨床研究の推進

病院ネットワークを活用したEBM推進のための大規模臨床研究については、採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、国立病院機構のホームページで公開することで、広く情報発信し、臨床への還元を目指す。

平成26年度以降に採択した課題の研究で継続しているものについては、本部が主導となり、着実に推進・運営する。

平成30年度においても介入研究を含め課題を採択し、EBM推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。

国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究中核病院の承認を目指す名古屋医療センターを中心に臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組む。

バイオバンク・ジャパン、京都大学iPS細胞研究所（CiRA）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）及び民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めていく。

研究成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文掲載数の増加を目指す。

（３）迅速で質の高い治験の推進

迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進する。

CRB（中央治験審査委員会）における審査を円滑に実施し、CRBに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化する。

治験ポイント制の見直し等を進め、治験コストの適正化への対応を行う。

治験の進捗状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図る。

（４）先進医療技術の臨床導入の推進

独立行政法人理化学研究所との「包括的な連携・協力の推進に関する基本協定」に基づく、先進医療Bの「肺がんを対象としたNK T細胞治療に向けた臨床研究プロジェクト（理化学研究所、千葉大医学部、国立病院機構の三者による共同研究）」は、症例登録を満了し経過観察期間に入る。

平成29年11月「筋ジストロフィー心筋障害に対するTRPV2阻害薬内服療法」が先進医療Bとして承認されたため、症例登録を円滑に進める。

(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成

CRC養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びIRB等委員を対象とした研修を実施し、臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成する。

国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英語原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。

3 教育研修事業

(1) 質の高い医療従事者の育成・確保

① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援

国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施する。

臨床研修終了後の医師を対象とした新たな専門医制度の専門研修プログラムへの取組を、大学病院や地域の協力病院等との連携により進めるとともに、各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関しては、新たな専門医制度の状況を注視しつつ継続する。

また、機構病院の若手医師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援する。

機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHOフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。

② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援

各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図る。国家試験で全国平均を超える合格率を目指す。全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施する。養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進する。

講師派遣や実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進める。

診療看護師（JNP）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行う。

基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、改訂した看護職員能力開発プログラム（ACT y ナース Ver.2）を運用し、良質な看護師の育成に努める。

各病院に必要な応じ教育担当師長等を配置し、新人看護師等へのきめ細やかな看護教育研修を推進することにより、良質な看護師の育成と離職防止に努める。

看護管理者の一層の質向上を図るため、認定看護管理者教育課程研修を実施する。

③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援

チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。

(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施

地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を積極的に開催し、開催件数について増加を目指す。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制

(1) 本部による病院支援・指導機能の強化

本部組織は、法人の管理業務及び病院業務の支援・指導業務を実施する。

本部の経営情報分析部門と病院の事務部門との連携を強化し、病院経営研修の実施と併せて経営分析手法の共有化を進める。

財務会計システムの見直し等により、経営状況のより適切な把握を実現する。また、高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、新 IT 基盤を活用した組織的なセキュリティ運用及び教育研修等の充実により、本部と病院等による連携したインシデント対応の強化を図る。

また、国の働き方改革を踏まえた長時間労働の削減に取り組む。

(2) 内部統制や外部監査等の充実

内部統制の充実・強化を図るため、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査及び通報制度の運用を含め、適切なリスク管理の徹底に努める。

引き続き、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施する。コンプライアンスの徹底について、現職員のほか、新規採用者や委託業務に従事する職員・取引業者等に対しても周知を図るとともに、各病院において法令遵守状況の確認を行う体制の確立に努める。

引き続き、先行事例の把握や情報提供を通じて、日本医療機能評価機構等への受審に努め、病院業務の改善に取り組む。

(3) 職員の業績評価等の適切な実施

業績評価制度について、各病院の運用状況の確認や研修等を通じて、適切な運用を継続するとともに、昇任等への活用に係る人事制度の円滑な実施に向けた取組を進める。

2 効率的な経営の推進と投資の促進

(1) 地域のニーズに対応した効率的な経営の推進

財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、地域のニーズに対応した効率的な経営を推進する。

経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに医事業務や診療報酬請求の能力の向上を目的とした研修を実施する。

QC活動奨励表彰を通じて、サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励し、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。

(2) 投資の促進と効率化

法人の資金を必要な投資に効率的に配分するために、建物・医療機器・IT整備を一体的に捉えた投資基準のもと、個別病院の経営状況や資金状況を踏まえつつ、地域医療構想等への対応に必要な整備を着実に進める。

建築単価の動向に的確に対応するとともに、継続的な使用を考慮した機能強化を目指す改修等によるコスト合理化を進め、更なる投資の効率化を図る。

(3) 調達の効率化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。

医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、引き続き国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施する。

検査試薬については、国立高度専門医療研究センターとの共同購入を実施する。

医療機器については、引き続き労働者健康安全機構及び地域医療機能推進機構との連携による共同購入を実施する。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図る。

調達品目の特性に応じたコストパフォーマンスの高い調達方式を実施できるよう医薬品・医療材料を中心に検討する。

後発医薬品の数量シェアを80%以上とするとともに、後発医薬品の更に採用を促進するために、採用状況等を把握し、後発医薬品リストの情報共有を行う。

(4) 収入の確保

医業未収金について、医業未収金管理システムの先行導入済病院の評価及び検証を行うとともに、導入予定病院に対して、計画的かつ円滑に導入を進める。

また、引き続き債権管理マニュアル及び業務フローの見直しを行い、業務の標準化と効率化を図る。

(5) 人件費

各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努める。業務委託についても委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託

契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図る。

こうした取組により、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。

給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。

(6) 保有資産の有効活用

保有資産について、病院機能との連携を考慮した貸付、売却等を図るなど、有効活用に努める。

(7) IT化の推進

電子カルテ情報を収集・分析する目的で構築した SS-MIX2 標準規格を用いた国立病院機構診療情報集積基盤 (NCDA) への参加病院数を引き続き拡大させるとともに、その基盤を活用して昨年度実施した「電子カルテによる災害診療記録電子フォーマット自動出力実証事業」に基づき、災害時での運用を想定した訓練を実施する。

また、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を遵守しつつ、病院職員の情報セキュリティリテラシーを向上させる教育ツールの作成を検討する等、更なる情報セキュリティ対策の強化を図る。

さらに、引き続きセキュリティリスクから情報資産を守るために、多層防御を実現する新 IT 基盤の構築を進め、各病院のネットワークの集約を進めるとともに、インターネット環境から分離した機微情報を扱う業務システムの更改を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 経営の改善

近年の経営状況の推移や現下の医療を取り巻く厳しい環境を踏まえ、平成30年度の予定損益計算においては、各病院が必要な経営改善を実施することを前提に、経常収支率100%以上を目標とする。

地域医療構想等を踏まえつつ、地域の医療ニーズ、近隣医療機関の状況及び病院機能等を分析した上で、各病院の果たすべき役割を明確化し、着実に経営改善を実施できる体制を構築する。

また、収支改善のため業務の効率化及び見直し等による費用削減に努める。さらに、各病院の実情に応じた支援ができるよう本部・グループの組織体制を強化するとともに、特に経営が厳しい病院に対しては、引き続き、病院・グループ・本部が一体となって経営改善に取り組んでいく。

- 1 予 算 別紙1
- 2 収支計画 別紙2

2 医療機器・建物整備に関する計画

患者の療養環境の改善や医療の高度化に対応するため、老朽建物の建替等や医療機器・IT基盤の整備を個別病院の経営状況や資金状況等に留意し進める。

3 長期債務の償還

平成30年度の償還を約定どおり行う。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 55,000百万円

2 想定される理由

- ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
- ② 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
- ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

第7 剰余金の使途

決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。

有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。

技能職については、離職後の不補充により純減を図る。

2 広報に関する事項

国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報・情報発信に努める。

平成30年度予算

(単位：百万円)

区 別	診療事業	教育研修事業	臨床研究事業	法人共通	合計
収入					
運営費交付金	<u>0</u>	<u>182</u>	<u>2,966</u>	<u>11,679</u>	<u>14,828</u>
長期借入金等	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>105,383</u>	<u>105,383</u>
業務収入	<u>970,088</u>	<u>4,748</u>	<u>6,738</u>	<u>2,032</u>	<u>983,606</u>
その他収入	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>15,391</u>	<u>15,391</u>
計	<u>970,088</u>	<u>4,930</u>	<u>9,704</u>	<u>134,485</u>	<u>1,119,208</u>
支出					
業務経費	<u>854,339</u>	<u>6,652</u>	<u>12,985</u>	<u>44,277</u>	<u>918,253</u>
診療業務経費	854,339	0	0	0	854,339
教育研修業務経費	0	6,652	0	0	6,652
臨床研究業務経費	0	0	12,985	0	12,985
その他の経費	0	0	0	44,277	44,277
施設整備費	<u>107,928</u>	<u>697</u>	<u>889</u>	<u>247</u>	<u>109,760</u>
借入金償還	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>53,968</u>	<u>53,968</u>
支払利息	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,288</u>	<u>3,288</u>
その他支出	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>16,992</u>	<u>16,992</u>
計	<u>962,267</u>	<u>7,349</u>	<u>13,874</u>	<u>118,772</u>	<u>1,102,261</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成30年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	診療事業	教育研修事業	臨床研究事業	法人共通	合計
収益の部	967,317	5,215	11,349	14,912	998,793
診療業務収益	967,316	0	0	0	967,316
医業収益	958,668	0	0	0	958,668
運営費交付金収益	247	0	0	0	247
その他診療業務収益	8,401	0	0	0	8,401
教育研修業務収益	0	5,215	0	0	5,215
看護師等養成所収益	0	4,150	0	0	4,150
研修収益	0	306	0	0	306
運営費交付金収益	0	173	0	0	173
その他教育研修業務収益	0	586	0	0	586
臨床研究業務収益	0	0	11,349	0	11,349
研究収益	0	0	6,632	0	6,632
運営費交付金収益	0	0	3,259	0	3,259
その他臨床研究業務収益	0	0	1,458	0	1,458
その他経常収益	0	0	0	14,912	14,912
財務収益	0	0	0	1	1
運営費交付金収益	0	0	0	11,212	11,212
その他	0	0	0	3,629	3,629
臨時利益	1	0	0	0	1
費用の部	956,286	7,774	13,467	23,111	1,000,638
診療業務費	953,927	0	0	0	953,927
人件費	516,369	0	0	0	516,369
材料費	244,060	0	0	0	244,060
諸経費	127,454	0	0	0	127,454
減価償却費	66,045	0	0	0	66,045
教育研修業務費	0	7,774	0	0	7,774
人件費	0	4,925	0	0	4,925
諸経費	0	1,698	0	0	1,698
減価償却費	0	1,152	0	0	1,152
臨床研究業務費	0	0	13,467	0	13,467
人件費	0	0	7,240	0	7,240
諸経費	0	0	5,540	0	5,540
減価償却費	0	0	687	0	687
一般管理費	0	0	0	14,527	14,527
人件費	0	0	0	13,480	13,480
諸経費	0	0	0	895	895
減価償却費	0	0	0	152	152
その他経常費用	0	0	0	7,784	7,784
財務費用	0	0	0	4,074	4,074
その他	0	0	0	3,710	3,710
臨時損失	2,359	0	0	800	3,159
純利益	11,031	-2,559	-2,118	-8,199	-1,845
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	11,031	-2,559	-2,118	-8,199	-1,845

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成30年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	診 療 事 業	教 育 研 修 事 業	臨 床 研 究 事 業	法 人 共 通	合 計
資金収入	970,088	4,930	9,704	221,470	1,206,192
業務活動による収入	970,088	4,930	9,704	13,712	998,434
診療業務による収入	970,088	0	0	0	970,088
教育研修業務による収入	0	4,930	0	0	4,930
臨床研究業務による収入	0	0	9,704	0	9,704
その他の収入	0	0	0	13,712	13,712
投資活動による収入	0	0	0	14,094	14,094
施設費による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	14,094	14,094
財務活動による収入	0	0	0	106,680	106,680
債券発行による収入	0	0	0	18,983	18,983
長期借入による収入	0	0	0	86,400	86,400
その他の収入	0	0	0	1,297	1,297
前年度よりの繰越金	0	0	0	86,984	86,984
資金支出	962,267	7,348	13,874	222,703	1,206,192
業務活動による支出	854,339	6,652	12,985	47,565	921,541
診療業務による支出	854,339	0	0	0	854,339
教育研修業務による支出	0	6,652	0	0	6,652
臨床研究業務による支出	0	0	12,985	0	12,985
その他の支出	0	0	0	47,565	47,565
投資活動による支出	107,928	696	889	15,039	124,552
有形固定資産の取得による支出	86,875	635	811	225	88,546
その他の支出	21,053	61	78	14,814	36,006
財務活動による支出	0	0	0	56,168	56,168
債券の償還による支出	0	0	0	0	0
長期借入金の返済による支出	0	0	0	53,968	53,968
その他の支出	0	0	0	2,200	2,200
翌年度への繰越金	0	0	0	103,931	103,931

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。